

奨励金No.1561

デジタル・プラットフォームに関する法整備の現代化

石尾 智久
金沢大学 准教授

Modernization of regulations on digital platforms

Tomohisa Ishio,
Kanazawa University, Associate Professor

近年、日本では、Amazon や楽天といったデジタル・プラットフォームを介した取引の発達に伴って、消費者被害が増加している。そこで、日本法とフランス法の比較法研究によって、デジタル・プラットフォーム事業者が情報提供義務を負う根拠について、私法上の観点のみならず、公法上の観点も踏まえて検討した。さらに、デジタル・プラットフォーム事業者の情報提供義務の内容についても検討した。

In recent years, consumer damage has been increasing in Japan with the development of transactions using digital platforms for shopping such as Amazon. This study aims to examine the grounds on which digital platform providers are obligated to provide information, not only from the perspective of private law, but also from the perspective of public law. Furthermore, this research analyzes the obligation of digital platform operators to provide information by comparison of Japanese and French law.

1. 研究内容

1. はじめに

デジタル・プラットフォーム（以下、「DPF」という。）の一部は、巨大な存在として台頭するとともに、私たちの日常生活に大きな利便性をもたらしている。実際、Amazon を介して商品を購入することや、Google を利用して必要な情報を検索することは、多くの人にとって日常生活の一部となっており、その便利さに疑いの余地はないであろう。

DPF の利用者の多くは、自己の自由な意思決定に基づいてサービスを利用していると思っているかもしれない。しかし、利用者が DPF を介して何らかの意思決定をする場合、その意思決定は、DPF がウェブサイトに表示している情報から大きな影響を受けることになる。たとえば、Amazon を介して商品を購入しようとする場合、利用者は検索結果の表示順を前提として商品を選ばざるを

得ないため、商品の表示順は利用者の意思決定を左右する重要な要素だといえる。さらに、利用者は商品に付されているレビューからも大きな影響を受けることから、レビューが商品を利用した者によって本当に投稿されているのかどうかや、低評価レビューの掲載が拒否されていないのかどうかといった、レビューの信頼性を確保する方法についても検討する必要がある。

そこで、DPF がどのような情報をウェブサイトに掲載すべきなのかに関する法規制について検討する必要がある。以下では、研究成果について端的に述べることにしたい。

2. DPF 事業者が情報提供義務を負う根拠

2.1 私法上の情報提供義務の限界

DPF 事業者は、あくまでも私人であるため、私法上の義務を負うことに疑いはない。そこで、情報提供義務一般に関する議論を振り返っておきた

い。情報提供義務は、金融商品取引法や消費者契約法などの特別法によって課されることもあるが、民法上、信義則を通じた一般法理を根拠に導かれることもある。一般法理に基づいて情報提供義務が課せられる根拠としては、契約当事者間の情報及び交渉力の格差を是正することのほか、自己決定の前提となる意思決定基盤の整備を通じて契約自由の原則を実質的に確保することが説かれてきた。DPF事業者は、ウェブサイトの構築を通じて利用者の意思決定に大きな影響を及ぼすことを踏まえれば、何らかの情報提供義務を負うべきであるという観点から検討することは重要である。しかし、情報収集は原則として自己責任によるべきであることから、DPFによる仲介の存在のみを理由として、DPF事業者に情報提供義務を課するのは容易ではない。たとえば、レビューの高評価を信頼して飲食店を訪れたが、その飲食店があまり美味しくなかったとしても、情報収集の失敗は自己責任であるため、レビュー提供者の情報提供義務違反を問うことは困難であろう。そこで、私法上の情報提供義務論のみに立脚するのではなく、他の観点からも考察する必要がある。

2.2 公法上の情報提供義務

第一に、ネットワーク産業ないしは公益事業という視角から検討する必要がある。日本において、電気、ガス、水道、鉄道などの生活に不可欠なインフラ産業は、ネットワーク産業として、自由な経済活動を制約するような行政規制が設けられてきた。ネットワーク産業に関する議論において強調されてきたのは、利用者の増加によって利用者の利便性が高まることや供給の独占が生ずる点である。Amazonなどの巨大DPF事業者を想定してみれば、利用者（出店者）が増えれば、利用者（消費者）の利便性が高まることや、市場独占的な傾向があることは明らかであろう。そのため、DPF規制においては、ネットワーク産業に対する規制としての側面を踏まえる必要がある。DPF事

業者は、市場管理者として、完全な自由競争が許されるわけではなく、健全なDPF市場の維持・構築を義務付けられるべきであり、その一環として、情報提供義務を課すべきである。

第二に、DPFの国家的性格という視角からも検討する必要がある。DPFとは、その規模を問わず、デジタル技術という非法的手段によって、デジタル空間を構築し、それを統治する存在、すなわち、私人としての性格のみならず、国家的性格も備える存在であることに着目すべきである。DPF事業者は、デジタル技術を用いてウェブサイト（≡国家）を自由に設計し、②利用規約（≡法律）を作り、③利用者（≡国民）にルールを守らせることができる。こうした見方を突き詰めるならば、国家は国民に対して一定の透明性を求められることと対比して、DPF事業者に情報提供義務を課すべきことになる。

2.3 私法的観点と公法的観点の掛け合わせ

DPF事業者の情報提供義務について検討するうえで、私法上の規制という観点のみならず、公法上の規制という観点からも検討する必要があると考えられる。つまり、公法と私法の境界線を曖昧にする存在としてDPF事業者を位置づけるべきである。ただし、意思決定基盤の整備を担うべき主体としての私法上の観点についても、個々のDPFの特徴を踏まえて、程度差のあるものとして検討する必要がある。さらに、DPF事業者は、その仲介役務の態様が多様であるだけでなく、市場管理者としての側面や国家的側面にもさまざまな程度があることから、その性質を画一的に分析することは困難である。したがって、DPF事業者の多様性を踏まえて、その機能や規模に応じた義務を課することが重要である。

3. 情報提供義務の内容

フランスでは、DPF事業者に対して、仲介役務の態様に応じた個別の情報提供義務が定められて

おり、その内容は極めて詳細である。そのため、フランスの立法内容は、どのような情報提供義務をDPF事業者に課すべきかという、情報提供義務の具体的な内容について検討するうえで参考になると考えられる。特に注目すべきなのは、フランスでは、レビューが利用者にとって大きな影響力を有していることを考慮して、特別の情報提供義務が課せられている点である。利用者の意思決定におけるレビューの重要性を踏まえれば、日本においても、レビュー内容に関する審査の有無や、レビューの投稿についての対価の有無といった、レビューに関する情報の提供を義務付けることについても検討すべきであろう。

さらに、フランスでは、DPF事業者がウェブサイト上に情報を表示する際には、DPFの利用者の理解力はさまざまであることを考慮して、通常の利用者を有する利用者であれば、その内容を容易に理解することができるような表現で表示しなければならない。その際には、レビューに関する情報はレビューに近接して表示しなければならないといったように、ウェブサイト上のどの位置に情報を表示する必要があるのかについても検討する必要がある。

4. おわりに

DPF事業者が加速度的に発展を続けることを踏まえれば、その市場独占的な傾向や国家的側面はより一層強まると予測される。さらに、デジタル技術の進展に伴って、DPFの提供する仲介役務の内容は更に多様化していくであろう。今後も、DPF事業者の発展に伴って、適正な市場形成を支えることのできる法規制について検討していきたい。

2. 発表（研究成果の発表）

石尾智久「フランスのデジタル共和国法による透明性要請——先導者としてのビヒモス」『KGRI デジタルプラットフォーム 2巻』（慶應義塾大学出版会、2024年）、校正中